

## 松戸市社会教育計画(案)のパブリックコメントの結果について

松戸市社会教育計画（案）の作成にあたり、市民の皆様から次のとおりご意見を頂きました。お寄せ頂いたご意見を整理し、市としての考え方をまとめましたのでお知らせいたします。

### 1 意見募集の実施期間

平成 27 年 3 月 17 日（火）～平成 27 年 4 月 15 日（水）

### 2 集計結果

(1) 意見提出者数 5 人

(2) 意見数 48 件

### 3 資料の閲覧方法

松戸市ホームページ・社会教育課・各支所・行政資料センター

### 4 意見の内容と市の考え方

No.	章・項目	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
1	スローガンについて（表紙）	<p>「自ら学び 学びあう、人と人をつながるまち—学習成果を生かすことができるまち・松戸を目指して—」という基本的な考え方に共感します。特に“学習成果を生かす”という点に期待します。</p> <p>すでに、子育て支援や里山ボランティアなどで、実績があると思います。現在子どもが置かれた状況の厳しさ（貧困など）から「子どもの居場所づくり」が喫緊の課題だと思われます。放課後キッズルームなど、現在ある制度やシステムでは支援しきれない子どもたちを支える仕組みを先行事例に学びながら市内各地に作らなければならないと感じています。そのようなものにつながる講座が</p>	<p>期待に沿えるよう、重点的な取組みの一つでもある、学習要望に応える学習機会の充実を図ってまいります。</p>	無

		できることを切に願っていましたから。		
2	P3 第1章 1 社会教育計画の概要（策定の趣旨）	以前、社会教育計画に関する問い合わせに対し『国立教育政策研究所発刊の社会教育計画策定ハンドブックを参考にす』との回答をいただいていたが、本文中にその表現がない。参考にしたなら、それを明示し、本計画書の妥当性をPRすべきと考える。	本計画（案）の策定にあたりましては、先進都市の計画をはじめ多くの文献等を参考にしました。また、策定支援業務を委託しました聖徳大学の知見などを活用しました。国立教育政策研究所発刊の『社会教育計画策定ハンドブック』では、「社会教育計画策定の手順」等について参考としました。 このように、多くの文献・資料・知見等を参考としているため、本文中にそれらの表現を明示する必要はないと考えます。	無
3	P4 第1章 3 社会教育計画の位置づけ (1)	「教育振興基本計画のうち社会教育部門の計画」とあるが、ここでいう「社会教育部門」の定義がない。社会教育に携わる組織(部門)は多様であり、教育委員会の組織だけではない。市長部局、警察、地域包括センターなどの公的組織から NPO 法人、セミナー会社など、組織的教育をしていれば、それらが社会教育組織である。社会教育部門を正確に定義しないと、本計画の性格・意味合いが見えてこない。	「社会教育部門」とは、松戸市教育委員会生涯学習部内の社会教育課、生涯学習推進課、スポーツ課、市民会館、図書館、戸定歴史館、博物館の所属を指します。ご指摘のとおり、社会教育は、狭義の教育委員会所管の事務だけでなく、市長部局など広義の社会教育事業や活動等があります。 今回のご意見を踏まえ、「本計画（案）の第1章松戸市社会教育計画の基本的な考え方3 社会教育計画の位置づけ」の(1)の「社会教育部門」の次に「(松戸市教育委員会生涯学習部内の社会教育課、生涯学習推進課、スポーツ課、市民会館、図書館、戸定歴史館、博物館をいいます。)」を加筆します。	有

4	P4 第1章 3 社会教育計画 の位置づけ (1)	「本市の教育振興基本計画については、「松戸市総合計画」に包含」とあるが、このことは、いつ決定され、どのように公知されたのか。松戸市総合計画、および実施計画には明示されていない。よって、それらのレビューに際し教育振興基本計画を包含するとの意識はもっていなかった。	本市においては、「教育振興基本計画」を策定しておりませんので、松戸市総合計画及び実施計画には明示しておりません。 しかし、本市の「教育振興基本計画」に相当する計画は、「松戸市総合計画」になることから、「松戸市総合計画に包含されるもの」との考えであります。	無
5	P4 第1章 3 社会教育計画 の位置づけ (2)	『「松戸市教育施策基本方針」との整合性を図り策定している』とあるが、同基本方針は年度別に作成され、本計画期間の基本方針はこれから作成される。どうやって整合性をはかったのか。むしろ、同基本方針の社会教育部分については、本計画と整合性を図っていくということではないか。	本計画（案）は、「松戸市教育施策基本方針」の方針1「生涯学習関連（社会教育の分野）」と方針3「社会教育関連」をはじめ、これらに関する施策や事業を調査・研究し、今後の社会教育活動を効果的にするための基本理念や基本目標、施策や事業などに、整合性を図りながら生かしています。 ご意見のとおり、本計画策定後の「基本方針の社会教育部分」は、本計画（案）との整合性を図っていくこととなります。	無

6	<p>P4 第1章 3 社会教育計画 の位置づけ (2)</p>	<p>松戸市総合計画の下に位置付けるのであれば、この松戸市社会教育計画に基づく成果がどのように松戸市総合計画を支えるのか、計画書冒頭に具体的事例を列挙したほうが、本市における「社会教育」と「市民文化」の関係について市民の理解を得やすいものと思われま</p> <p>す。</p>	<p>本計画(案)の施策を実施した成果については、「松戸市総合計画後期基本計画」の主な社会教育施策となる体系の第3節・第2項「生涯学習やスポーツを楽しむことができるようにします」、また、第3項「国際的な広い視野と平和を愛する心が生まれ、松戸の歴史や文化・伝統が保持され、後世に伝えられるようにします」につながってまいります。</p> <p>具体的事例については、P29以降の第4章「社会教育活動を促進するための施策」において、具体的な施策・事業を挙げております。</p>	無
7	<p>P5 社会教育のイメージ図</p>	<p>生涯学習振興行政は市長部局の所管する文化事業や地域コミュニティ事業、各種啓発事業と相互に不可分の関係にありますから、対象範囲を示す楕円の外側に「市民文化」等の存在を示したうえで矢印線等で相互の関係性や波及効果を図示すべきではないかと考えま</p> <p>す。</p>	<p>本計画(案)の「社会教育のイメージ図」については、一般的に「社会教育」、「学校教育」、「家庭教育」、そしてこれら教育の三領域を包含する「生涯学習振興行政」の意味と位置づけをご理解いただくためのイメージ図として記載しました。</p> <p>この他、市長部局の事務事業にも当然関連してきますが、あらゆる分野と連携していく事から、このイメージ図には加えてはおりませんでした。</p> <p>また、生涯学習振興行政を囲む線を点線にしているのは、まちづくり、高齢者、男女共同参画、青少年の事業や、市内大学、民間団体などと連携が必要であるためであります。確かに、</p>	有

8	P5 社会教育のイメージ図	<p>このイメージ図の意味合いが全く理解できない。本計画書における社会教育の定義が5ページ下段でなされているが、生涯学習より学校教育と社会教育を除いたものは、趣味・教養活動なども含む非組織的学習(教育)である。1)家庭教育もそのひとつであるが、同類項には「青少年教育」、「高齢者教育」などがある。家庭教育のみを特筆するなら、その理由を明記すべきである。(おそらくは提言書の中の重点となる視点からであろうが)2)「生涯学習振興行政」が、教育委員会が行う生涯学習に限るというなら、そのことを明記すべき。ただし、その場合は本計画書の名称から「松戸市」を除外し、「松戸市教育委員会社会教育計画」とすべし。</p>	<p>見えない部分があり、分かりづらい所もあるかと思います。</p> <p>こうしたことから、これらと社会教育との連携をイメージ図で捉えたものとしまして、平成24年度の文部科学白書で記載されているイメージ図がありますので、この白書のイメージ図を引用することにいたします。</p>	有
9	P9 基本認識	<p>青少年の社会教育についての言及があるにも関わらず、高齢者教育についての言及がないのは何故か。少子高齢化の時代の共生には、世代毎、世代間の交流を含めた社会教育が必要と考える。</p>	<p>現時点においても、高齢者を含む多くの社会教育関係団体への支援は行っておりますが、引き続き、市民の多様なニーズに応えるため、学習に参加しにくい人への学習機会提供事業等支援について、研究をまいります。</p>	無

10	<p>P11 第2章 3 松戸市の社会教育に関する施策や事業の取組みの経緯</p>	<p>「松戸市総合計画第4次実施計画」における社会教育関連政策が記されているが、なぜ平成26年からの第5次実施計画について記さないのか。本計画は平成27年からのものであるため、それが当然と思うが。</p>	<p>平成26年度に社会教育計画の策定をしまいましたが、第5次実施計画の初年度（平成26年度）については、事業実施途中であることと、成果としての全体的な把握が完了していないため、第4次実施計画に実施した主な事業の成果と課題を示しております。</p>	無
11	<p>P11 第2章 3 松戸市の社会教育に関する施策や事業の取組みの経緯</p>	<p>「松戸市総合計画第4次実施計画における社会教育関連政策は、以下の通り」として、第3節の2項と3項をあげているが、それはあまりにも「社会教育」を矮小化していないか。せめて、松戸市行政が直接行う「社会教育」に関連する政策・事業をあげるべきである。以下に、一部を例示する。・第1節第2項 人権講演会などの人権啓発事業・第2節第1項 予防教室などの健康増進啓発事業・第2節第2項 予防教室などの介護予防普及啓発事業・第4節第3項 救命講習会などの応急救護普及事業・その他、松戸市パートナー講座(出前)と結びつく施策・事業など</p>	<p>ご指摘のとおり、社会教育は、狭義の教育委員会所管の事務だけでなく、市長部局など広義の社会教育事業や活動等が行われています。</p> <p>しかし、本計画(案)は、教育委員会所管の社会教育の事務に限定した社会教育部門の中長期計画の策定としています。(本計画(案)での社会教育部門の意味については、No.3に記載したとおりです。)</p> <p>そのため、社会教育部門にかかわる政策・事業について記載しています。</p>	無

12	<p>P12 第2章 4 松戸市の社会教育活動の現状</p>	<p>アンケート調査において、設問が生涯学習となっているにも関わらず、『調査対象者は20歳以上の市民ですので、この生涯学習は社会教育とみなしています』とするのは、論理性に乏しく、いかにも乱暴ではないか。確かに、年齢によって、学校教育の多くは除外されるだろうが、残りは社会教育の他にも、人の人生で一番割合が高いインフォーマルな学習(非組織的学習)を包含する。このアンケート(生涯学習に関する設問)から「社会教育」の現状を論ずることはできない。</p>	<p>アンケート調査を実施するにあたり、設問を「社会教育活動」とするか「生涯学習活動」にするか議論を重ねました。その結果、「社会教育より生涯学習としたほうが、多くの市民が理解しやすく、社会教育活動の現状や課題が把握できやすい。生涯学習の中の学校教育や、インフォーマルな学習(非組織的学習)活動など、組織的な社会教育活動以外の回答については、データなどを分析する中で区分けをし、より精度の高い社会教育活動の現状と課題の把握に努める。」こととしました。そのことができるだけ理解されるよう、「4松戸市の社会教育活動の現状」では、文章のほかに、アンケート調査結果の図表を載せています。</p>	無
13	<p>P13 社会教育活動の主な内容</p>	<p>「趣味」を社会教育としているが、それは間違いではないか。組織的教育活動とも思えない。本来スポーツも趣味の世界だが、社会教育法で定められている組織的なものであれば社会教育の対象となる。しかし、「健康・スポーツに関すること」全てが社会教育とは限らない。それはジョギングが例示されていることでもわかる。誤った認識は、計画作成を見誤る。</p>	<p>文部科学省では、社会教育施設において、趣味等の講座等が占めていることに着目し、その学習成果を生かすことで地域課題の解決に有効とみています。</p> <p>本市でも、学びたいこととして「趣味」を挙げる市民が多いことから、支援は必要と考えています。</p>	無

14	P15 社会教育活動の主な方法	<p>「自宅での学習」の多くは、組織的教育活動とはいえない。よってこれを社会教育に含めるのは誤り。誤った認識は、計画作成を見誤る。</p>	<p>「自宅での学習」は、一般的には新聞やTVなどを媒体とした一時的な学習活動とされています。</p> <p>なお、現状として「自宅での学習」が第1位であることを鑑みまして、P12「4 松戸市の社会教育活動の現状」へ『また、学習方法についても「自宅での学習」(43.8%)が第1位でした。これらのことについては、今後、組織的な社会教育活動へ活かしてもらえるような方法も実現できるよう、』を加筆します。</p> <p>本計画(案)では、ご指摘にありましたように、自宅での学習のみを奨励することなく、より組織的な社会教育活動の方法が実現できるよう配慮しています。生涯学習を推進する拠点施設等について、今後も研究してまいります。</p>	有
15	P16 第2章 4 松戸市の社会教育活動の現状 (6)図書館の利用状況	<p>「図書館利用者は約6割であり」は誤解をうける表現である。現に図書館整備計画および本計画の20ページで「約6割の市民が図書館利用」としている。これはアンケートの中のひとつの設問に対する回答者の数字であって、図書館の本来目的での利用者の割合ではないだろう。(学校の自習利用、暇つぶしなどのサロンの利用等々)むしろ、同じ調査での「社会教育施設で調べ物」が21.8%(複</p>	<p>ご指摘のとおり、図書館の利用者の調査結果は、調査の目的、内容、方法などによって違うことがあります。</p> <p>そこで、本計画(案)では、使用した調査結果をより明らかにするために、ここでも「今回の調査では、20歳以上の1,583人」とアンケートの回答者の人数や属性の一部を明示し、また、資料4「松戸市社会教育に関するアンケート調査報告書の概要」では、5の</p>	無

		<p>数回答なので市民割合はもっと減る)であること。また、図書館要覧平成 26 年度の利用登録者数(過去に登録した人の累計数で、実数よりもかなり多くなる)でも市民数の 45%であること。さらに、実貸出利用者は約 5 万 5 千人で市民の 10%強であることから、この数字(6 割)は単純に信頼できないものと考ええる。一片のアンケート質問だけで現状分析をしようとする安易な姿勢には共感できない。誤った数字で立案した施策(事業)は、有益にはならない。この「6 割表現」は抹消すべき。もしくは、誤解を受けないよう、図書目的でない利用者が多く含まれている可能性があることの注釈をつけるべき。</p>	<p>(1) 図書館の利用頻度で、その詳細を示しました。</p> <p>なお、現在策定中の「松戸市図書館整備計画」(案)では、アンケート調査結果及び図書館利用状況から現状を整理し、めざすべき方向性を述べています。</p>	
16	P17 第 2 章 5 松戸市の社会教育の成果	<p>青少年会館では、地域の大人たちが子どもたちに対して、学習支援を行っているのであるから、その成果として入れたらどうか。</p>	<p>本市の社会教育施策における主な成果については、第 2 章第 5 項(1)～(3)で説明しており、青少年会館において行っている学習支援についても触れておりましたが、特に明記しておりませんでした。</p> <p>今回のご意見を踏まえ、(3)の「青少年教室」の前に、『青少年会館で行っている』を加筆します。</p>	有
17	P17 第 2 章 5 松戸市の社会教育の成果	<p>活動紹介には、教育委員会所管のものしか掲載されていない。もっと、多くの社会教育活動が、市長部局も含め数多く実施されているが、なぜ掲載しな</p>	<p>本計画(案)では、教育委員会の社会教育部門のみを扱っておりますことをご理解ください。(本計画(案)での社会教育部門の意味については、No.</p>	無

		いのか。それらがないと「松戸市の社会教育」と言い切れないし、現状認識もできない。	3に記載したとおりです。) 第2章5の「松戸市の社会教育の成果」は、これら教育委員会所管の社会教育施策におけるこれまでの主な成果をあげたものであります。	
18	P20 第2章 6 松戸市の社会教育の課題 (4)社会教育施設の整備・充実	公民館の課題は記載されていると思いますが、青少年のことに力を入れると言っているなら、青少年会館の課題が入っていないようです。青少年のことに力を入れるのであれば、課題もあるのではないかと。	今回ご意見をいただきましたとおり、青少年会館につきましても課題あり、(4)の文末に包括的なものとして記述しておりましたが、今回のご意見を踏まえ、明記する形で加筆いたしました。 なお、これにより個別の課題を記載しましたので、包括的な課題として記載していた文末の「これらの課題に的確に答えるとともに、…」の部分は削除しました。	有
19	P20 第2章 6 松戸市の社会教育の課題 (4)社会教育施設の整備・充実	「今回の調査報告書によると・・・」云々はアンケートの断片的な数字である。回答は公共施設の整備であって、社会教育施設以外、学校なども含む。他の設問では社会教育施設はほとんど利用されていない。設問の仕方の問題(社会教育施設の利用者に限るなどの工夫がない)であって、社会教育施設整備の優先順位が高いとは思われない。むしろ、施設の課題としてとりあげるなら、なぜ施設が利用されないかを取り上げたほうがよい。	「生涯学習事業について、市に力を入れて欲しいこと」の質問に対して、「公共施設の整備」が第1位でありました。実態として回答の中には、学校などの公共施設も含まれていると考えられますが、「地域の学習環境の充実策」としての第4位の「ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実」からも、社会教育施設の整備・充実が課題であると考えられます。	無

20	<p>P23 第3章 今後の社会教育活動を効果的とするための基本理念・基本目標</p>	<p>教育振興基本計画では「基本的な方針」に相当する箇所であるが、総合的なものになっていない。(内容が部分的である)そのことは「社会教育計画に関する提言書」での「計画で特に重要となる視点」と同内容であることからわかる。全体的な目標あるいは方針となるようにすべきである。※教育基本法17条で示されている教育振興基本計画は、中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(平成15年3月)に示されている。その構成は、a. 基本的な方針、b. 総合的かつ計画的に取り組むべき施策、c. 重点的に取り組むべき施策、d. 分野別施策で、さらに計画の策定、推進に際しての必要事項を盛り込むようになっている。</p>	<p>ご指摘のとおり、基本目標は、社会教育委員から「わが市のこれまでの計画と成果や課題の整理を行い、今後の基本理念と施策の方向性を踏まえ『社会教育に期待される今日的な役割』として提言を頂いたものです。(資料編3)</p> <p>本計画(案)では、この基本目標を松戸市民の社会教育活動を活性化するための核となるよう基本的な方針としました。そして、ご意見の「b、c、d」にかかわることにつきましては、これからの基本目標(第3章)をはじめ、基本目標を達成する施策(第4章)と、重点的な取組み(第5章)の中に、松戸市教育委員会が取り組む全体的な「社会教育部門」の施策・事業として盛り込んでいます。本計画(案)は、松戸市の実情を踏まえ、基本目標を核とした中長期計画の策定に努めているところです。</p>	無
21	<p>P26 第3章 基本目標 1</p>	<p>社会教育の目的には自己の課題解決も含まれるが、目標の文中にその表現がない。課題は地域だけではない。「地域」は「自身や周辺の課題」とすべきと考える。</p>	<p>基本目標1を説明する文章に、「市民が充実した人生を生きるための学習や個人や地域が抱える課題解決を目指すなど・・・」にも記載していますが、多様化・複雑化する市民の学習要望に応える学習機会の充実を図ってまいります。</p>	無

22	P29 第4章 社会教育活動を促進するための施策	教育振興基本計画では「総合的かつ計画的に取り組むべき施策」に相当する箇所であるが、総合的になっていない。(施策が部分的である)そのことは担当部署が教育委員会の組織のみであることからわかる。	本計画(案)では、教育委員会の社会教育部門のみを扱っておりますことをご理解ください。  (本計画(案)での社会教育部門の意味については、No.3に記載したとおりです。)	無
23	P29 第4章 社会教育活動を促進するための施策	「促進」が数多く使用されているが施策によっては「振興」にすべき。促進は「早く進むように力を加えること」であって、現行の施策以外は行わないようにも見える。振興は「物事を盛んにすること」であり、教育基本法とも合致している。	「促進」と「振興」の意味合いを使い分けて引用しております。しかし、計画書でありますので、現行の事業を更に推し進めるといった意味合いから、「促進」の言葉を多く使用することになっているのが現状としてあります。	無
24	P29 第4章 社会教育活動を促進するための施策	社会教育活動を促進するための施策の事業が、なぜ教育委員会の部局に限定しているのか理解不能である。社会教育の定義は、社会教育法第2条で行われており、本計画はそれに基づいたものであろう。しからば、その社会教育を行う組織を網羅し、施策(事業)を掲げるべきである。その基本情報は、松戸市総合計画にある。	本計画(案)では、教育委員会の社会教育部門のみを扱っておりますことをご理解ください。(本計画(案)での社会教育部門の意味については、No.3に記載したとおりです。  本計画(案)では、本市の社会教育部門について、現在まで実施した社会教育事業などの成果や課題を分析し、更なる事業改善につなげていくための中長期計画を策定したものであります。	無
25	P31以降 第4章 社会教育活動を促進するための施策	平成27年以降の新規事業については、印つけをするとわかりやすい。	本計画(案)の施策・事業実施にあたっては、いずれも新規事業のつもりで取り組むことを期待し目指しています。ただし、年度ごとに策定する「教育方針」や「教育施策」等では、新規事業とわかるように表示することを検討します。	無

26	P31 以降 第4章 社会教育活動を促進するための施策	各事業ごとに、実施期間を明示すべきと考える。	本計画は、既存事業や新規事業を含め、計画期間の今後6年間で実施する事業を記載しているため、事業ごとに実施期間は明示しておりません。	無
27	P31 以降 第4章 社会教育活動を促進するための施策	各事業ごとの事業目標を明記すべし。今できないのなら、年度別の「松戸市教育施策基本方針」に、その年の事業目標を記載し、広く示すことを第6章に明記すべき。	本計画は、既存事業や新規事業を含め、計画期間の今後6年間で実施する事業を記載しているため、事業ごとに事業目標は明記しておりません。	無
28	P31 第4章 社会教育活動を促進するための施策 【施策の体系】	「26 ページ 基本目標 1」でも指摘したが、基本目標 1 の施策にも地域が出すぎている。本ページに記されている「学習機会の提供」を目的別に括ってみると、・地域の特色の活用や課題解決に資する・勤労者や学生などのライフスタイルに対応・人間としての尊厳を大切に した多文化共生・青少年活動を支援する指導者養成である。このように、一番大事な「自分自身や身近な周辺の課題(生活課題)解決に資する学習(社会教育)」の多くが漏れている。この計画のあるべき姿に対しての、重大な見落としではないか。(なお、基本目標 1 の(6)は、学習機会提供の手段であって、大学・民間団体との連携は目的ではないので除外した)	基本目標 1 を説明する文章に、「市民が充実した人生を生きるための学習や個人や地域が抱える課題解決を目指すなど・・・」にも記載していますが、多様化・複雑化する市民の学習ニーズに応える学習機会の充実を図ってまいります。 「基本目標 1 の「多様なニーズに応え」は、「市民の多様な学習ニーズに応える学習機会」という意味を文章化したのですが、わかりづらいと思います。そこで、ご意見を踏まえ、基本目標 1 を「市民の多様な学習ニーズに応えるとともに、地域の課題や歴史・文化・伝統に気付く学習機会の充実」など多様な学習機会の提供がわかるような文章に修正します。 修正箇所⇒もくじ・P26・P31・P32	有

29	<p>P34 第4章 基本目標1-(3) 家庭教育力向上事業</p>	<p>事業内容に書かれている「孤立した環境の中で子育てをしている市民や育児に参加する時間の少ない保護者」の代表格はシングルマザーだと認識しています。シングルマザーは経済的にも逼迫し、相談できる人もおらず孤立している方も少なくありません。そうした方を対象に家庭教育の支援を行うことは、非常に意義のあることだと思います。事業を効果的に運用するためには、仕事・家事に奔走して余裕のないシングルマザーに必要な情報が届けることが重要です。また、子育てに関する情報のみならず、経済的な補助やファミリー・サポート・センターによる育児支援など、親自身の助けとなる情報も併せて提供することも有効です。上記の施策を効果的に実施するため、子育て支援課等の福祉施策を担当する課と連携していくことを、計画に明記していただくことを希望します。</p>	<p>本計画（案）では、関連部署との連携の重要性を配慮しながら事業の推進に努めています。</p> <p>松戸市教育委員会所管の社会教育部門においては、家庭教育力回復支援事業を推進することで、学習に参加しにくい人々への情報や学習機会の提供、支援につながると考えております。</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら、引き続き研究してまいります。</p>	無
30	<p>P37 市内各大学や民間団体などと連携した学習機会の提供</p>	<p>「地元の大学との連携方策の検討」を独立した事業とする意味が不明である。理由を以下に記す。1)第二章「松戸市の社会教育の課題」において、大学との連携方策の検討が必要となる特別な課題が見つからない。2)同ページの「学習機会提供事業」で、</p>	<p>本市では、生涯学習の研究について先進的に取り組んできた地元大学の知見を活用し、本計画（案）を策定しました。</p> <p>今後も、地元の各大学の特色を生かし、また、テーマごとに大学間での連携を図るなどして、地域課題の解決や市内の社</p>	無

		すでに大学との連携を示している。その連携に何らかの問題があれば、その事業内で解決すればよいこと。当該事業は抹消すべきと考える。	会教育をより充実するための効果的なあり方について研究する必要があります。	
31	P39 (2) ICT を活用した情報提供の促進  21、38、39 ページ まつどまなびいネット	以前、市長宛メールで「まつどまなびいネット」に市長部局の生涯学習に関する講座も含める提案をしたところ、『それらは、行政目的達成の一手段としての事業であり、形態が類似しているからといって生涯学習情報提供システムにすべて集約することは、困難』との回答をいただいた。この考え方は変わっていないのか。教育基本法 12 条『個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。』とある。そこには、首長部局と教育委員会の区別はない。仮に教育目的が行政目的達成であれ、教育を受ける市民にとっては生涯教育であり、社会教育でもある。(社会教育も行政目的のひとつであるから、行政計画である松戸市総合計画に入っていると考える)	本計画(案)は、教育委員会所管の社会教育施策・事業に関する中長期計画の策定を目指しています。したがって、現時点での「まつどまなびいネット」は、本計画(案)による社会教育活動の情報提供の促進を図ることとしています。	無
32	P40 第4章 基本目標 2-(3) 図書館管理運営事業(レファレンスサービス)	幅広い市民に本計画を理解していただくためには、固有名詞や幅広く知られた言葉でもない限り、なるべくカタカナ言葉の利用はやめたほうが良い。それは、用語解説に掲載されて	ご指摘のとおり、2) 情報リテラシーについては「(情報活用能力)」を加筆させていただきます。  P102 の用語解説からは削除いたします。	有

		<p>いるとの理由で免責されるものではない。1)レファレンスサービスは、図書館学上の言葉であり、一般語のリファレンスとサービスの組み合わせとは内容は若干異なる。小生も当初はそこに図書館員が介在するとは考えず、誤解していた。内容的にも一語で表現しなければならない文書構成にはなっていないので、わかりやすく、読み易い表現にして欲しい。2)情報リテラシーにいたっては、「情報活用能力」や「情報を使いこなす力」といった日本語のほうがピッタリくる。用語解説を読まなくても、読み進められる言葉使いであって欲しい。</p>		
33	P41 まちづくり 人材育成支援事業	<p>『自治体が展開するリーダー育成事業は、育成事業そのものが独立し目的化している傾向が強い。これは、“地域リーダーが必要”という漠然とした課題に対し育成事業を展開しているためであり、結果として自治体が期待する人材が育たないなどの問題を抱える結果に繋がっている』(内閣府・経済社会総合研究所のレポートより抜粋)これにあるように、教育・訓練の機会をつくっただけで、地域貢献への実効性がどれだけあるかという問題もあるが、それはさておき、この事業は専門性をもった人材育成(事業目的・課題が明確化されている)ではなく、その前段階</p>	<p>本計画(案)では、まちづくり人材育成支援事業の取り組みを二段階に分けています。第一段階は、教育委員会の事業として、地域の課題等を見つけ解決していくための基礎的な知識や手法を学ぶ機会を提供します。第二段階は、その受講者の中で希望する専門的な分野における学習機会の提供事業です。この事業は、専門分野を所管する各行政部署や団体等と連携を図り、体験的・実践的な学習活動を中心とした内容・方法等で行っていきます。</p> <p>これらの学習活動を通して、目的意識と活動の場を持った専門分野のリーダーの育成を</p>	無

		<p>となっている。それならば、千葉県生涯大学校(地域活動学部)とどう違うのか。屋上屋を重ねることになると考える。</p>	<p>目指します。</p>	
34	<p>P45 【基本目標 4】 (1)家庭教育の充実</p>	<p>「わが子の幸せを願う」という思いは、大前提にある。しかしながら、育児を放棄する保護者もいる。</p> <p>こうしたことから、「わが子の幸せを願う」という表現は、現状と乖離することもあるため、改めた方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、「わが子の幸せを願う」保護者がいることは大前提にあります。確かに現代社会では、家庭内の構成は非常に多岐にわたっているため、あまり限定した表現とせず、「わが子の幸せを願う保護者が行う家庭教育がよりよく行えるよう」の記載を、「家庭教育を充実するため」に改めました。</p>	有
35	<p>P49 第5章 重点的な取組み</p>	<p>第4章同様に、社会教育活動の重点取組みが、なぜ教育委員会の部局に限定しているのか理解不能である。社会教育の定義は、社会教育法第2条で行われており、本計画はそれに基づいたものであろう。しからば、その社会教育を行う組織を網羅した施策(事業)が掲げられ、その中から重点取組みを選択すべき。その基本情報は、松戸市総合計画にある。</p>	<p>本計画(案)では、教育委員会の社会教育部門のみを扱っておりますことをご理解ください。(本計画(案)での社会教育部門の意味については、No.3に記載したとおりです。)</p> <p>本計画(案)では、本市の社会教育部門について、現在まで実施した社会教育事業などの成果や課題を分析し、更なる事業改善につなげていくための中長期計画を策定したものであります。</p>	無
36	<p>P49以降 第5章 重点的な取組みについて 【重点的な取組み 1】</p>	<p>自主企画講座は当然で、その講座修了者の事後の活動を支援する実践と研究とありますが、6年間の期間中研究で終わらないよう「実践と研究」の文言は消して、「～支援する」と言い切っておきたいです。</p>	<p>学習機会提供事業「自主企画活動支援」となっています。ご確認をお願いします。</p> <p>また「実践と研究」の言葉には、「支援を実践し、それだけでは終わらずに引き続き研究も行っていくもの」の意味が込められています。</p>	無

37	<p>P49 以降 第5章 重点的な 取組みについて 【重点的な取組み 2】</p>	<p>「教育」という枠で家庭や子育てを考えるのは現実的でないと思われます。</p> <p>現行の「家庭教育学級」について、内容は良いけれど本当は参加していない人たちこそ聞いてほしいという声を聴きます。上記①にも共通する問題ですが、生きる（ために稼ぐ）のに精いっぱい、子どもと向き合う気力も時間もない親や家庭をどう支援するか、そのことが大きな課題であると思うからです。生活の土台のないところに「教育力向上」を働きかけても効果は期待できないのではないのでしょうか。1自治体ができることとしては、家庭で十分保護されていない子どもたちをまず保護することがあると思います。安心していられる場、食事がとれるところ、学習できる空間など保障すること（居場所づくり）、そのための場の提供、スタッフの育成や支援がひつようです。</p>	<p>本計画（案）では、子どもが成長していく中で「家庭」は極めて重要な教育の場としています。時代の変化に即した、効果的な家庭教育の支援事業ができるように、ご意見にありました子育て環境への支援を含めながら、市全体として家庭教育力を支援する方策の研究をしてまいります。</p>	無
38	<p>P49 以降 第5章 重点的な 取組みについて 【重点的な取組み 3】</p>	<p>大いに期待します。公民館・児童館が身近なところがないまま、松戸で生まれ育ち、子育てをしてしまいましたが、他市町村の公民館活動を知った時は愕然としました。図書館を中心とした生涯学習センターが一日も早くできることを願う</p>	<p>図書館整備計画等と連携した生涯学習センター計画事業については、松戸駅周辺の公共施設再編も含め、計画策定に着手することとしています。その中で、ご意見の趣旨を生かし、中学・高校生の居場所づくりを含めた総合的な学習・活動環境</p>	無

		<p>ものです。</p> <p>その際、中学・高校生たちが集えるような場所（たまりば）も確保してほしいと思います。</p>	<p>の整備について検討してまいります。</p>	
39	<p>P49 以降</p> <p>第5章 重点的な取組みについて</p> <p>【重点的な取組み4】</p>	<p>専門的職員は現有の職員に対する研修機会の充実はもちろんですが、社会教育主事、司書を増員し、スクールソーシャルワーカーのような時代の要請に対応できる専門職も置くべきと考えます。</p>	<p>専門的職員の配置については、時代の要請に対応できるよう、研修機会の充実とともに、適切な配置に努めてまいります。</p>	無
40	<p>P52</p> <p>第5章</p> <p>重点的な取組み</p> <p>重点的な取組み3</p>	<p>「図書館整備計画と連携」とあるが、生涯学習施設は市民センターも含むことから、公共施設再編整備計画と重点的に連携すべき。また、生涯学習センターを「新設」とすると、公共施設再編整備計画の基本方針と合致しない可能性が高い。「既存施設の再編成による生涯学習センターの構築」とすべき。</p>	<p>これまで図書館、美術ホール等を中心とした複合施設の設置とともに生涯学習センター構想用地の有効活用を検討してきましたが、当初の目的のままの事業の進捗は難しい状況であります。</p> <p>本計画（案）では、市民が市に力を入れてほしいことの第1位に『公共施設の整備』をあげているアンケート調査結果を踏まえ、また、実現の可能性を検討するなどして、松戸駅周辺の公共施設再編の中で、いままでの構想を見直し、現在策定中の「図書館整備計画（案）」と連携した生涯学習センターの計画策定に着手することとしました。</p>	無
41	<p>P57</p> <p>第6章</p> <p>計画の推進に向けて</p> <p>1 推進方法について</p>	<p>市長部局・関係部署との連携で、「総合教育会議」についてふれられていない。社会教育の裾野の広さを考えると、推進の司令塔は、総合教育会議にすべきと考える。</p>	<p>本計画を具体的、総合的に展開するためには、市長部局の関係部署との連携しながら進めることが必要です。</p> <p>このことについては、本計画（案）には記載はしませんが、</p>	無

			特に、重点的な取組みについては全庁的な議論が必要であり、総合教育会議において協議・調整が図られるものと考えております。	
42	P57 第6章 計画の推進に向けて 2 評価について	評価については、PDCA マネジメントサイクルを導入することを宣言すべき。「社会教育計画策定ハンドブック」のキモのひとつである。スクラップアンドビルドは改善手法であって、マネジメント手法ではない。	松戸市では、行政評価を行政経営の一要素と位置づけ、行政経営の確立を目指しています。行政評価は、基本事務事業・事務事業を対象とした内部マネジメントシステムであり、その手法をもとに点検・評価を行っています。	無
43	P57 第6章 計画の推進に向けて 2 評価について	どの目指そう値か、明示すべし。・学習活動を行っている市民の割合・学習活動の成果を地域社会で生かしている市民の割合・スポーツを行っている市民の割合 等々。	この計画の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定に基づき、毎年度実施する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等において、年次目標を建て、その評価を行っていきませんが、本計画の上位計画である「松戸市総合計画」との関係においては、当該計画に掲げている「めざそう値」を評価の指標とすることとしたものです。	無
44	P57 評価について	松戸市総合計画後期基本計画の「めざそう値」を評価の指標とすることから、その指標を明示すべきと先に指摘したが、明示していない理由を社会教育委員会議事録から知った。非掲載の理由が、「毎年行う基本計画の市民アンケートと本計画でスポット的に行った市民アンケートとで、設問の差から数値に乖離があるから」とされている。これは、本末転倒・問題先送りだけの結論であり、全く理解できない。本当に「めざそう値」を評価指標とし、指標を明示するのか、そうではなく、「めざそう値」は問題があ		

		るので、今回と同様に、個別の市民アンケートを毎年実施して評価指標とするのかを明確にする必要がある。後者の場合は、松戸市総合計画後期基本計画と本計画との関係見直しが必要である。		
45	P57 第6章 計画の推進に向けて 2 評価について	『教育委員会だけでなく市長部局も含めた事業もあります』と表現しているが、第4章の担当課は社会教育委員会組織のみである。施策遂行に市長部局の協力が必要にしても遂行責任は担当課にある。よって、評価項目も施策(事業)ごとに可能であるし、設定すべきである。	No.43、No.44 に同じ。	無
46	P59 【資料編】	章・節・項の表記が整理されていない。例えば「5.松戸市の図書館について」と「5 社会教育施設」がある。ピリオドの有無で区別されるとわかりづらい。	【資料編】については、章・節・項で整理しておりません。P70 から P94 までは、「松戸市社会教育に関するアンケート調査報告書」から抜粋したものを掲載しました。ご指摘のとおり、わかりづらいと思いますので、修正します。	有
47	P65 社会教育計画における提言書 2.計画の策定にあたって	松戸市社会教育計画策定支援事業（聖徳大学に委託）のワークショップに参加し、まつど社会教育フォーラムの分科会にも登壇した者です。上記事業を通して様々な立場の人が一堂に会して意見を出し合い、松戸市の特色を生かした斬新な社会教育・生涯学習のアイデアが出されたと感心しております。	本計画（案）の策定にあたり、委託事業として行いました松戸市社会教育計画策定支援業務において開催したワークショップや松戸社会教育フォーラム等に参画された方々には、様々なご意見・ご提案等をいただき感謝しております。当該業務の成果などについきましては、担当の先生方から、本計画	無

		<p>した。しかし、公開された計画案を拝見しますと、上記事業で話し合われたことがほとんど反映されておられないように感じ、大変残念に思っております。社会教育計画に関する提言書の中に、以下のような文章がありました。『事業企画者において、自らの事業の実施目的を常に確認し、現実とのズレを認識していただきたい』『計画策定にあたっては、当初の目的と大きくずれている事業、目的を既に達成している事業を洗い出す作業も含め、常に幅広く検討していただくことを提案したい』『計画途中であっても「統合」「廃止」も視野に入れるなど、弾力のある計画の推進を希望します』こうした内容を計画本体にも盛り込み、上記事業で出されたアイデアを生かした形で計画を推進して下さることを希望いたします。</p>	<p>(案)策定にかかわる松戸市社会教育委員の会議等で報告やアドバイスをいただきました。そして、本計画(案)に有効なご意見・ご提案等につきましては、教育委員会の所管の社会教育部門という制約がありますが、基本理念、基本目標、施策、重点事業に盛り込みました。特に、個々の事業名でなく、ご意見・ご提言等の趣旨を生かしたものとなっております。</p> <p>今後の計画推進にあたり、ワークショップや松戸社会教育フォーラム等でいただいたご意見・ご提案を参考にし、事業を推進してまいります。</p>	
48	<p>P69 以降 【資料編】 4 松戸市社会教育に関するアンケート調査報告書の概要</p>	<p>このアンケートの設問や解釈など問題点を指摘し、それを施策(事業)の立案に使う危険を幾つか指摘した。(16 ページ、20 ページ)過去のパブコメでも、このようなケースで多々見られるのは『調査は論理的に適切な方法で行い(途中略)有効な回答が得られたと考えます』という決まり文句での回答である。調査対象数や調査対象者の</p>	<p>アンケートの調査方法、回答率、設問内容等で誤差が生じることは認識しておりますが、今回実施の「松戸市社会教育に関するアンケート調査」は、適切な方法で行っておりますので、有効な回答が得られたと考えます。</p> <p>ただし、他の調査データがある場合にはそのデータと照らし合わせ、有効性を検証するこ</p>	無

		<p>選定方法までは論理的に適切であっても、調査方法、回答率、設問内容等で誤差が大きくなる。「松戸市の 80%以上が女性である」との結果がでたアンケートにも『有効な回答が得られた』と回答した行政計画があったが。特に、1)調査目的に合致した設問であること、2)結果は鵜呑みにせず、他の調査データとも照らし合わせ、その有効性を検証する、ことが望まれる。</p>	<p>とは必要ですので、施策を執行するための具体的な計画策定時には、ご意見の趣旨を生かしてまいります。</p>	
--	--	--	---	--